

令和5年第3回（9月）大磯町議会定例会

議案第34号説明資料

令和5年8月30日

大磯町町税条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1～3
新旧対照表	4～8

税務課

大磯町町税条例の一部を改正する条例

1 改正概要

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、個人町民税の個人均等割の非課税に関する規定の整備、森林環境税の賦課徴収の開始に伴う規定の整備、固定資産税のわがまち特例に関する規定の整備等を行うため、規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 個人町民税の個人均等割の非課税に関する規定の整備（第8条の2関係）

【施行日：令和6年1月1日】

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第108号）が令和6年1月1日に施行され、30歳以上70歳未満の国外居住者は、一定の条件を満たしている者を除き、扶養親族の範囲から除外されます。

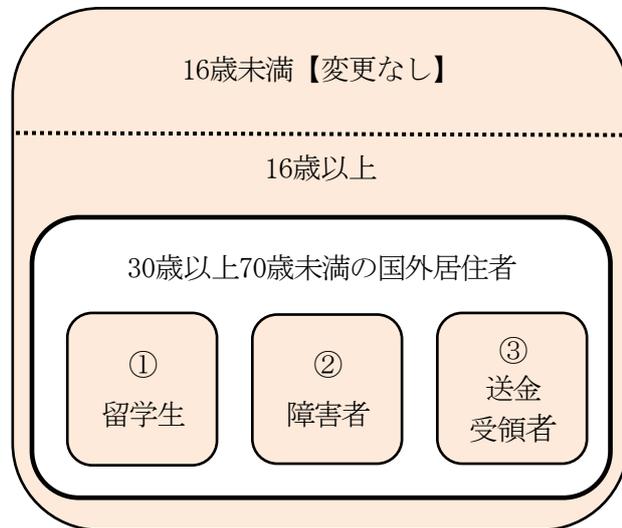
この改正に伴い、個人均等割の非課税の判定に用いる扶養親族の規定について、政令改正に合わせた改正を行います。

【「個人均等割の非課税」の判定に用いる扶養親族の範囲】

令和5年度課税分まで



令和6年度課税分から



【具体例】

町内居住の外国人が、国元の親（65歳：外国人）を扶養しているケース

→ その親が①留学生、②障害者、③送金受領者のいずれにも当てはまらない場合は、令和6年度課税分以降、扶養親族から除外されます。

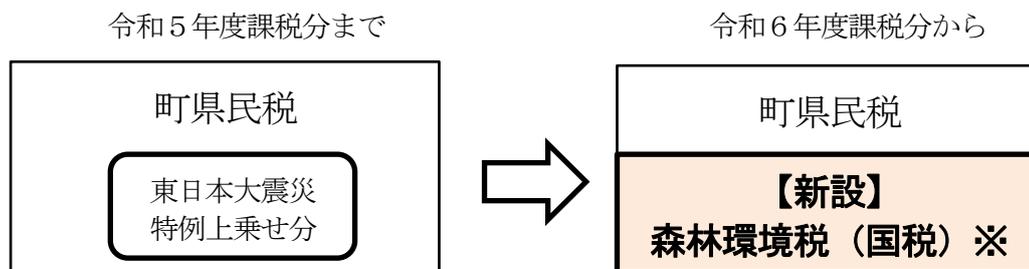
(2) 森林環境税の賦課徴収の開始に伴う規定の整備（第15条関係）

【施行日：令和6年1月1日】

令和6年度から森林環境税（国税）が新たに課税されますが、その賦課徴収に当たっては、町県民税の均等割と併せて行うこととされています。

このことに伴い、関連規定の整備を行います。

【納税者視点でのイメージ図】



※ 町民税は減収となりますが、後に森林環境譲与税として町に配分されます。

【均等割額（年額）】

区分	町県民税		森林環境税 （国税）	合計
		内、東日本大震災 特例上乗せ分		
令和5年度課税まで	5,300円	（1,000円）	—	5,300円
令和6年度課税から	4,300円	（—）	1,000円	5,300円

※ 東日本大震災を踏まえ、緊急に実施する必要があった防災・減災事業の財源確保のため、町県民税の均等割が1,000円引上げられています。令和5年度をもって10年間の期間が終了します。そのため、令和6年度から森林環境税が1,000円上乗せされますが、1人当たりの負担額に変更はありません。

(3) 固定資産税のわがまち特例に関する規定の整備（附則第6条、附則第7条関係）

【施行日：この条例の公布の日】

ア 新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するため、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに取得した一定の特例対象資産（事業用家屋、構築物、機械及び装置等（リース取引により引渡しを受けたものを含みます。))について、固定資産税の課税標準額を3年度分ゼロとする特例措置に係る法の規定が削除されたため、関連規定を削除します。

なお、同期間内に取得した特例対象資産に係る当該特例措置については、従前の例によるものとします。

イ 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション

令和5年度税制改正において、築20年以上かつ総戸数が10戸以上で、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、県が管理計画を認定したマンション等について、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに、2回目以降の長寿命化工事が完了した場合に税額を減額する措置が創設されたため、関連規定を追加します。

条例で定める割合（案）	参酌基準（地方税法附則第15条の9の3）
3分の1	3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

(4) 引用条項の整理（附則第6条、附則第8条関係）

【施行日：この条例の公布の日】

地方税法及び地方税法施行規則の改正に伴い、引用条項の整理を行います。

大磯町町税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 省略</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税</p> <p>(個人均等割の非課税)</p> <p>第8条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が規則で定める金額にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この条において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に規則で定める金額を加えた金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第9条～第14条 省略</p> <p>(個人の町民税の特別徴収)</p> <p>第15条 町長は、法第321条の3第1項に規定する給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合において必要があると認めるときは、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。)の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収することができる。ただし、法第317条の2第1項に規定する申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>第16条～第17条 省略</p> <p>第2節～第7節 省略</p> <p>第3章～第5章 省略</p>	<p>目次 省略</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税</p> <p>(個人均等割の非課税)</p> <p>第8条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が規則で定める金額にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に規則で定める金額を加えた金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第9条～第14条 省略</p> <p>(個人の町民税の特別徴収)</p> <p>第15条 町長は、法第321条の3第1項に規定する給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合において必要があると認めるときは、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収することができる。ただし、法第317条の2第1項に規定する申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>第16条～第17条 省略</p> <p>第2節～第7節 省略</p> <p>第3章～第5章 省略</p>

ウ

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>第1条～第5条の2 （固定資産税の課税標準の特例）</p> <p>第6条 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(4) 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(5) 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(6) 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(7) 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7</p> <p>(8) 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7</p> <p>(9) 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7</p> <p>(10) 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(11) 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(12) 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第5条の2 省略 （固定資産税の課税標準の特例）</p> <p>第6条 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(4) 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(5) 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(6) 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(7) 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7</p> <p>(8) 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7</p> <p>(9) 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7</p> <p>(10) 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(11) 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(12) 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例</p>

改正案	現行
<p>で定める割合 3分の1</p> <p>(13) <u>法附則第15条第32項</u>に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(固定資産税の減額に関する特例)</p> <p>第7条 <u>次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。</u></p> <p>(1) <u>法附則第15条の8第2項</u>に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(2) <u>法附則第15条の9の3第1項</u>に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(耐震基準適合住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>施行規則附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 省略</p> <p>第9条～第17条 省略</p>	<p>で定める割合 3分の1</p> <p>(13) <u>法附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(14) <u>法附則第64条</u>に規定する条例で定める割合 零</p> <p>(固定資産税の減額に関する特例)</p> <p>第7条 <u>法附則第15条の8第2項</u>に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>(耐震基準適合住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第13項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>施行規則附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 省略</p> <p>第9条～第17条 省略</p>

改正案	現行
<p data-bbox="203 228 293 256">附 則</p> <p data-bbox="165 276 315 304">(施行期日)</p> <p data-bbox="123 323 1122 406">1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p data-bbox="141 426 1122 509">(1) 附則第6条から第8条までの改正規定及び附則(次項を除く。)の規定 公布の日</p> <p data-bbox="141 528 1122 611">(2) 第8条の2及び第15条の改正規定並びに次項の規定 令和6年1月1日 (町民税に関する経過措置)</p> <p data-bbox="123 630 1122 809">2 この条例による改正後の大磯町町税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。 (固定資産税に関する経過措置)</p> <p data-bbox="123 828 1122 956">3 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p data-bbox="123 975 1122 1401">4 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象</p>	

改正案	現行
<p>資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p>	